

## 答 申 書

赤平市個人情報保護条例第9条第1項第4号に基づき、総席第506号により諮問された「個人情報の公益上の取扱いについて」（自衛官等募集事務に利用することを目的とする個人情報の提供）は、審査会は妥当と考えます。

令和3年3月1日

赤平市長 畠 山 渉 様

赤平市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐 藤 よう子

# 赤平市情報公開・個人情報保護審査会 ご意見等の内容

## 議事

### (1) 個人情報の公益上の取扱いについて（諮問）

妥当である 3人

妥当ではない 0人

#### 【ご意見等】

1. 自衛隊にのみ個人情報を提供することには疑問を感ずるが、今までの経緯から提供せざるをえないので、使用目的が募集のダイレクトメール発送に使用するのであれば、住所・氏名のみ（性別・生年月日は必要ない）が良いと思われます。募集案内が届いた人の中には、自分の個人情報の流出を疑い不安を感ずることも考えられます。また、個人情報の提供を希望しない人を除くことが可能でしょうか。

#### ・市の対応

提供する情報は、適齢者の「氏名」及び「住所」に限定し、毎年度、情報の提供に先立って、市広報等による市民への周知を行い、自己の情報を提供してほしくない旨の意志表示を行った市民については、提供する情報から除外します。

2. 提供した情報はどのように管理されるのか、他の件に使用されたり流出することは、あってはならないことですので、取り扱いは厳重に願います。

#### ・市の対応

提供した情報の管理につきましては、赤平市個人情報保護条例施行規則第3条の3第5項の規定に基づき、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務終了後の確実な廃棄並びにこれらの実施状況に関する報告を書面で求めるなど、個人情報保護の観点から厳格な措置を講

じます。

3. 紙媒体による提出は妥当と思います。生涯に於て不利な事態に陥りません様にとと思います。

- ・市の対応

赤平市個人情報保護条例施行規則第3条の3第5項の規定に基づく、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底など、個人情報保護の観点から厳格な措置を講じます。